契約の保証及び前払金保証の電子化について

令和7年4月1日より、契約の保証及び前払金保証について、**電子による取扱いの 運用を開始します**。 (電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです)

具体的な電子化による取扱いについては、**保証機関(保証事業会社)に確認した上で**、 手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

電子化の対象となる保証証書

契約の保証

契約保証証書

(引受先:保証事業会社※)

電子化対象

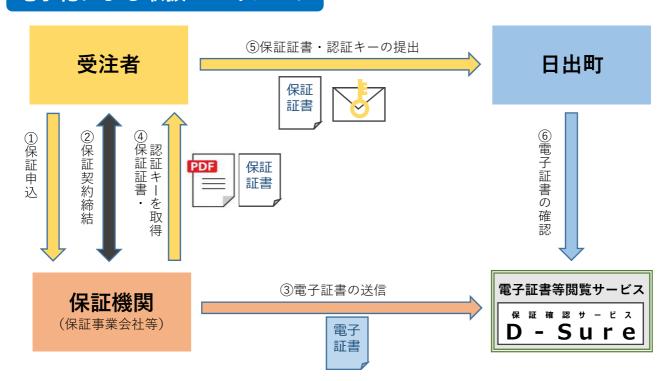
前払金保証 (中間前払金含む)

前払金保証証書 (引受先:保証事業会社※)

電子化対象

※保証事業会社とは、西日本建設業保証㈱、東日本建設業保証㈱、 北海道建設業信用保証㈱のことです。

電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』及び『保証証書 (○○保証)』(電子証書の内容を確認する画面)を印刷したものを発注者に提出します。